

外交官及領事官官制中改正

件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ

議ニ付セラレムコトヲ請フ

昭和四年六月十日

内閣總理大臣男爵田中義



勅令第 號

外交官及領事官官制中左ノ通改正ス

第十條第五項ヲ左ノ如ク改ム

待命ノ外交官ニシテ外務次官、外務省各局長、外務省情報部長
又ハ外務省文化事業部長ヲ兼ヌル者ニ付テハ其ノ兼官在職中前
項ノ規定ヲ適用セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場法施行令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

昭和四年六月十日

内閣總理大臣男爵田中義



内閣
秘書官